

- 令和 3 年 4 月 7 日発行 No.041
- 編集・発行 昭和村役場 総務課 総務企画係 〒 968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652

TEL 0241-57-2111 FAX 0241-57-3044(代表)

### ▶ 今回のお知らせ版掲載一覧

周知

1ページ ・新型コロナウイルスワクチン接種について

・事業イベント等の中止等について

・令和3年度 村税等納期のお知らせ

・からむし工芸博物館展示室の村民無料開放について

2ページ・診療所からのお知らせ

・からむし工芸博物館企画展期間の延長について

3ページ~ ・令和3年度昭和村補助金・助成金一覧

### 周知

### 新型コロナウイルスワクチン 接種について

新型コロナウイルスワクチン接種について下 記の通りご案内いたします。

### 【接種開始時期について】

国からのワクチン納入スケジュールにより、昭和村国保診療所における接種は、**5 月6日からの開始を予定**しております。

ワクチン接種を希望された方への詳細な 接種日時については、日程が決まり次第、 順次ご案内いたします。

圓 保健福祉課 ☎ 57-2645

### 周知

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う<br/>事業・イベント等の中止等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の ため、次の事業・イベント等は中止等となりま すので、お知らせします。

日程	イベント・事業名	区分
4月29日	昭和の日イベント	中止
5月下旬	御前ヶ岳登山	中止
5 月下旬	第 54 回昭和村総合運動会	中止

### 周知

### <sup>令和3年度</sup> 村税等納期のお知らせ

令和3年度村税等納期について別紙のとおり お知らせします。

納期の確認にご活用ください。

圓 総務課 住民係 ☎ 57-2113

### 周知

### からむし工芸博物館展示室の 村民無料開放について

前年度に引き続き、昭和村民及び保護者が昭和村在住の学生を対象にからむし工芸博物館を無料で開放しますので、ぜひお越しください。

### 【期間】

令和3年4月1日(木) ~令和4年3月31日(木) 午前9時00分~午後5時00分 (入館は午後4時30分まで)

園 からむし工芸博物館 ☎ 58-1677

### 周知

### 診療所からのお知らせ

直近の診療日をご案内いたします。

コロナウイルス感染症対策のため、**来所の際** は自宅で体温を測っていただき、必ずマスクを 着用願います。

発熱等の症状がある場合には来所しないで、 (家族も含む)まずお電話でご相談ください。 (57-2255)

- 内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。(検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談)
- **歯科は完全予約診療です。** (急患応相談、事前にお電話ください。)
- ○土日祝日は休診です。

月日	内科	歯科	バス
4月12日(月)	0	0	下中津川
13日(火)	0	0	小中津川~両原、小野川
14日(水)	検査日	0	
15日(木)	$\circ$	休診	松山~野尻
16日(金)	0	0	大芦
19日(月)	0	0	下中津川
20日(火)	0	0	小中津川~両原、小野川
21日(水)	検査日	0	
22日(木)	0	0	松山~野尻
23日(金)	0	0	大芦

### ○内科午前の診療は送迎バス利用者が優先となりますので予めご了承ください。

※一般受付1番から3番程度(当日の状況による)までは先着順の診療となります。

○ 内科 診療時間

午前 9:00~11:30 (受付11:15まで) 午後14:00~16:00 (受付16:00まで)

○ 歯科 診療時間

午前 9:00 ~ 11:30 / 午後 13:30 ~ 16:00

圆 診療所 ☎ 57-2255

### 周知

### からむし工芸博物館企画展 期間の延長について

「昭和村へやってきた巡見使」をテーマとした 企画展について、下記の通り開催期間を延長し ます。皆様お誘いあわせの上おこしください。

- **1. 期間** 令和3年4月1日(木)~5月31日(月)
- 2. 時間 午前9時00分~午後4時30分
- 3. 会場 道の駅 からむし織の里しょうわ内 からむし工芸博物館 展示室 福島県大沼郡昭和村佐倉上ノ原1
- 4. 内容 江戸時代(天明8年)に昭和村を訪れた巡見使について 巡見使に提供された料理について ※村民無料
- 5. 主催 昭和村民俗文化交流事業実行委員会
- 6. 協力 福島県(福島県地域創生総合支援事業)



### 令和3年度 昭和村の補助金・助成金等一覧表

令和3年度、村民のみなさまにご活用いただける補助事業等を分野ごとに取りまとめました。 その概要をお知らせしますので、詳細は各担当までお問い合わせください。

### 医療

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	好産婦健康診査 助成事業	妊娠届け時に交付される妊婦一般健康 診査受診票を医療機関に提出することで、 産前 15 回、産後 1 回の妊産婦健診が無 料で受けられます。里帰り等により県外 の医療機関で受診する場合は、助成方法 が異なりますのでご相談ください。	I	-	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645

### 福祉

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	高齢者世帯援助金	本村の住民で定住(5年以上)の意思のある高齢者世帯(世帯員のいずれかが70歳に達した世帯、ただし、その世帯に65歳未満の配偶者または同居者がいる世帯は非該当)の住民が排除雪(屋根ぐし電熱線や消雪用設備等)を整備したときに、その費用の一部を助成します。	1/2	屋根ぐし電熱線 20 万円 消雪設備等 15 万円	保健福祉課 福祉係 <b>☎</b> 57-2645
2	高齢者世帯等 除雪費用助成事業	昭和村社会福祉協議会で実施する除雪 支援事業(除雪機械貸出事業も含む)を 利用した高齢者世帯等に対して、かかっ た費用の一部を助成します。	1/3	2 万円	保健福祉課 <b>5</b> 57-2645 社会福祉協議会 <b>5</b> 57-2655
3	除雪支援事業 支援者確保助成金	昭和村社会福祉協議会で実施する除雪 支援事業の作業員登録をすることを条件 に、除雪機械運搬車及び除雪機械の購入 に係る費用の一部を助成します。	1/3	50 万円	社会福祉協議会 <b>☎</b> 57-2655
4	ボランティア団体 支援助成金	村内のボランティア団体が継続して活動できるよう、運営費の一部を助成します。	_	1 万円	社会福祉協議会 <b>☎</b> 57-2655
5	ボランティア活動 助成金	村内のボランティア団体が行うボラン ティア活動に対して費用の一部を助成し ます。	_	3 万円	社会福祉協議会 <b>☎</b> 57-2655

### 農業

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	担い手農業者 支援事業	人・農地プランで地域の中心となる経営体に指定されている方で、所得向上及び地域農業の振興、農地の有効活用を図るために、販売を目的に行う農業生産に必要な農機具を導入する農業者に導入費用の一部を補助します。	1/2	200 万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
2	有害鳥獣防護柵等 設置事業	有害鳥獣による農作物等への被害防止、 又は軽減するため、有害鳥獣防護柵を導 入する費用の一部を助成します。	【個人】 1/2 【団体】	【個人】 20 万円 【団体】	産業建設課 産業係
		八字の真用の一部を助成しより。	3/4	90万円	<b>☎</b> 57-2117
3	新規狩猟者 育成事業	昭和村における有害鳥獣による農林業等への被害防止と有害鳥獣捕獲に従事できる者の育成を図るため、新規にわな猟免許及び銃猟免許を取得する方に対し費用の一部を助成します。	7/10	1	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
4	わな等購入事業	狩猟免許所持者が、有害鳥獣捕獲のために使用するわな等購入費用の一部を助成します。	1/2	2 万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
5	病害虫防除事業	農業者が実施するカメムシ防除に要す る薬剤の一部を助成します。	1/2	_	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
6	特産物商品化 支援事業	昭和村で生産された特産物を商品化、 販売する経費に対して助成します。	_	1 件につき 30 万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

### 就労

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	除雪オペレーター 育成支援事業 補助金	村内の国道・県道・村道及び公共施設 の除雪を行う村内事業所及び村直営オペ レーターに対して、免許取得時の経費の 一部を助成します。	1/2	10 万円	産業建設課 建設係 ☎ 57-2123

### 定住

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	空き家住宅 改修援助金	定住を目的として、空き家バンクに登録された物件の必要な改修・修繕等を行う所有者もしくは利用者に対してその費用の一部を助成します。	2/3	100 万円	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
2	就職奨励金	本村の住民で、定住(5年以上)の意思のある新卒者、50歳未満の U ターン者等が事業所または自営業に就職したときもしくは、50歳未満の K ターン者が 12月以上就職を継続した状態で定住する意思を表示したときなどに就職奨励金を支給します。ただし、官公署及び村が出資している団体等規則で定める事業所は該当となりません。		10 万円	産業建設課 観光交流係 <b>☎</b> 57-2124
3	出産祝金	本村の住民で、定住 (5 年以上 ) の意思 のある方が新生児を出産したとき、出産 祝金を支給します。		10万円/人	産業建設課 観光交流係 <b>☎</b> 57-2124
4	結婚祝金	本村の住民で、定住(5年以上)の意思 のある方が婚姻(いずれかが初婚)をし たとき、結婚祝金を支給します。	1	10 万円 / 組	産業建設課 観光交流係 <b>☎</b> 57-2124
5	結婚資金貸付金 利子援助金	本村の住民で定住(5年以上)の意思のある方が、婚姻または婚姻しようとするために必要な資金の貸付(限度額250万円)を受けた場合において、当該借入金に利子(償還期間5年以内、年利7%以内)が生じた時に、利子援助金を支給します。	定額	I	産業建設課 観光交流係 <b>☎</b> 57-2124
6	空家解体費用 補助金	自己の所有する空家(居住目的)で、 村空家対策等協議会が認定する「特定空 家」の解体及び撤去を行う方に対してそ の費用の一部を助成します。	2/3	100 万円	総務課 総務係 <b>☎</b> 57-2111
7	未来を描く 地域団体 応援事業	団体等が、地域の課題解決や持続可能 な地域の形成、地域の活性化につながる 革新的な取組を行う際に必要な事業経費 を補助します。	定額	100 万円	総務課 企画創生係 <b>☎</b> 57-2111

### 子育て

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	産後ケア事業	出産後1年以内の産婦と乳児を対象に、 産後の体調不良や育児不安の軽減に対応 するため、助産院等で宿泊や日帰りで助 産師や看護師のケアや授乳指導を受ける 費用の一部を助成します。 【個人負担】 1: 宿泊ケア 1泊2日 3,000円 2: 日帰りケア 1日 1,500円	_	宿泊ケア 7日まで 日帰りケア 5日まで	保健福祉課 保健係 <b>☎</b> 57-2645
2	1ヶ月児健康診査 助成事業	病院や産院における生後1ヶ月児健康 診査費用を助成します。	ı	5,000円	保健福祉課 保健係 257-2645
3	昭和村就学援助費	経済的理由によって就学困難と認められる昭和村の小学校・中学校に通う児童・生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助します。	-	_	教育委員会 <b>☎</b> 57-2164
4	奨学資金貸付金	以下の資格要件に該当した学生に対して奨学資金を貸付します。 ①高等学校、大学及び高等専門学校又は専修学校に在学又は入学が決定した者で、品行が正しく、学術に優れ健康であること。 ②昭和村内に本人又は保護者が引き続き1ヶ年以上住所を有していること。 ③経済的理由により、修学が困難と認められること。 ※奨学生選考委員会で審議し、昭和村教育委員会教育長が決定します。	_	高校生 月額 3 万円以内 大学生等 月額 5 万円以内	教育委員会 ☎ 57-2164

### 年度初めの感染症対策のお願い

### ~福島県新型コロナウイルス重点対策について~

県内では、2月中旬以降、クラスター(患者集団)の発生により感染者が急増し、再び病床がひつ迫しています。このため、4月以降もクラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策を行うことになりました。

以下のとおり、村民の皆様のご協力をお願いいたします。

- ◆地域の感染状況や感染リスクが高まる「5つの場面」を十分意識し、 慎重に行動すること。(裏面をご覧ください)
  - 場面① 飲食を伴う懇親会等
  - 場面② 大人数や長時間に及ぶ飲食
  - 場面③ マスクなしでの会話
  - 場面④ 狭い空間での共同生活
  - 場面⑤ 勤務中の休憩時間など、居場所の切り替わり
- ◆緊急事態措置が解除された1都3県をはじめ、宮城県、山形県、 大阪府・兵庫県などの感染拡大地域との不要不急の往来は 控えること。
  - ※1都3県:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
  - ※まん延防止適用地域への往来
  - ※不要不急の往来の例:帰省や旅行
- ◆感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を 行う飲食店等の利用を控えること。
- ◆大人数での飲食を伴う歓迎会やお花見は控えること。
- ◇期間 4月1日(木)~5月9日(日)まで(県の重点対策期間)



### やむを得ない理由で感染拡大地域へ 往来される方・家族等が来られる方へ

- ① 往来後、少なくとも1週間はできる限り体調を良く観察してください。
- ② 人と会う場合は、マスクを着用して、距離を保ち、短時間で済ませる など感染対策を十分に行ってください。
- ③ 風邪等の症状がある場合は無理をせず会社や学校を休んでください。
- ④ 症状が出ても花粉症と思い込まず早めに医療機関を受診してください。 (診療所では引き続き発熱外来診療を設けております。)

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面① 飲酒

### 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。 また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。
  - また、回し飲みや箸などの共用が 感染のリスクを高める。



### 大 ② 回端

# 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、 感染リスクが高まる。
  - 一次では、これでは、これでは、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。



## 場回③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
  - マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなど での事例が確認されている。
    - このチバスで移動する際の車中でも注意が必要。



# 場面の一狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
  - 共有されるため、感染ソ人グが高まる。 ● 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる 事例が報告されている。



### 場画の 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・バングになることがある。 ● 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が 確認されている。



### 令和3年度 昭和村税等納期一覧表

納期	税目	期別	<u>网</u>
		<del>秋</del> 1 <i>八</i> 1	
4月	軽     自     動     車     税       固     定     資     産     税		令和3年4月30日
5 B	固 定 資 産 税 (全期前納対象月)	1期	<b>△</b> 和9年[日91日
5月	上下水道使用料		令和3年5月31日
6月	村 県 民 税 ( ( 全 期 前 納 対 象 月 )	1期	令和3年6月30日
	固定資産税	2期	
		1期	
7月			令和3年8月2日
	介護保険料	1期	
	上下水道使用料	- 45	
	村県民税	2期	
8月	国民健康保険税	2期	令和3年8月31日
	後期高齢者医療保険料	1期	13 4H 0 + 0 71 01 H
	<b>介 護 保 険 料</b>	2期	
	国民健康保険税	3期	
	後期高齢者医療保険料	2期	<b>人</b> 和 2 左 0 日 20 日
9月	介 護 保 険 料	3期	令和3年9月30日
	上下水道使用料		
	村果民税	3期	
	国民健康保険税	4期	A A 11 1
10月	後期高齢者医療保険料	3期	令和3年11月1日
	介 護 保 険 料	4期	
	国民健康保険税	5期	
	後期高齢者医療保険料	4期	A 10 0 11 0 00 0
11月	介 護 保 険 料	5期	令和3年11月30日
	上下水道使用料		
	固 定 資 産 税	3期	
100	国民健康保険税	6期	<b>△和)左10日</b> 07日
12月	後期高齢者医療保険料	5期	令和3年12月27日
	介 護 保 険 料	6期	
	村 県 民 税	4期	
1月	後期高齢者医療保険料	6期	令和4年1月31日
	上下水道使用料		
2 П	固 定 資 産 税	4期	令和4年2月28日
2月	後期高齢者医療保険料	7期	<b>ካ ጥነ †                                  </b>
3月	上 下 水 道 使 用 料		令和4年3月31日

### ■村税の納税は便利な口座振替で■

口座振替を利用すると、納付書を持参して金融機関等に 出向く手間がなく、納め忘れを防ぐこともできます。

一度手続きをされると、翌年度以降も継続しますので、 まだ口座振替の手続きをされていない方は、ぜひご利用 ください。

### お取り扱い金融機関

- ・ 会津よつば農協 昭和支店
- · 野尻郵便局、喰丸郵便局、昭和簡易郵便局

### 引き落とし可能な村税等

· 村県民税 · 固定資産税

· 軽自動車税 · 国民健康保険税

· 介護保険料 · 後期高齢者医療保険料

· 水道料金 · 下水道料金

### 手続き方法

役場住民係または金融機関の窓口へ通帳とお届け 印鑑を持参し申込書に必要事項をご記入ください。

### お問い合わせ

昭和村役場総務課住民係 電話 57-2113

### 令和3年度 昭和村農作業標準賃金

令和3年度の農作業賃金は、隣接町村との均衡や諸物価等を参考として次のとおり定めましたのでお知らせします。

	作業種類	単位	標準額(消費税10%)	備   考
	田畑耕起	10a	4,950 円	1枚5a未満は50%、5a~10a未満は30%増、
守	代かき	10a	6,050 円	ほ場条件が悪い場合は当事者間で協議 のこと。
って	機械田植え	10a	5,500 円	角植えは含まない。
い	コンバイン 刈り取り	10a	18,700 円	倒伏田、湿田、1枚10a未満の田は30%増
ま	籾運搬	10a	2,750 円	1枚10a未満の田は20%増
す	出荷米等運搬	1袋	110 円	30kg入り
か ― 安	農作業賃金 (軽作業)	1日	6,400 円	1日の作業時間は8時間 時給の場合は1時間当たり800円 専門作業賃金はその内容により当事者 間で協議のこと。
全	肥料散布	10a	1,100 円	10a当たり 20kg入り3袋基準
運	機械防除	10a	770 円	除草剤散布を含む。
転	畦畔塗り	1m	55 円	機械塗り
操 作	草刈り	1時間	1,980 円	機械刈り(機械及び燃料代を含む)
TF の	水稲 乾燥•調整	30kg/袋	825 円	水分24%基準
基	そば刈取り	10a	6,050 円	倒伏したもの、1枚10a未満の圃場については、当事者間で協議のこと。
本 	そば 乾燥・調整	1kg	46 円	水分15%基準、1袋(22.5kg)あたりは、 1,035円 (消費税10%)

※上記金額は標準額のため、作業条件等により勘案する場合は当事者間の協議により金額を 決定してください。

昭和村農作業賃金協議会(電話 57-2117)

【裏面もご覧下さい】

集 落 営 農 で 牛 産 性 向 上 لح 地 域 0 活 性 化 を 図 ろ う

Ш

### 昭和村農地賃借料情報

平成 21 年の改正農地法等の施行により、農業委員会は貸し借りの目安となるよう借り賃の動きについて情報提供を行うこととなりました。

昭和村における令和 2 年 1 月から令和 2 年 1 2 月までに締結(公告)及び変更された賃貸借における賃借料水準(10a あたり)は以下のとおりとなっております。

この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約時の参考として提供するものです。あくまで参考であり、貸し手と借り手の双方の話し合いの中で賃借料を決めてください。

### 田(水稲)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
下中津川	5,880	5,880	5,880	23
小中津川	4,830	4,900	4, 410	7
両 原	4,000	4,000	4,000	4
大 芦	5,000	5,000	5,000	21

### 田 (そば)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
中向	6, 300	6, 300	6, 300	5

### 畑(そば)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
矢ノ原	5,000	5,000	5,000	1

### 田 (かすみ草)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大 芦	5, 131	5, 131	5, 131	1

### 畑(かすみ草)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小中津川	10,000	10,000	10,000	5
矢ノ原	9, 121	10,000	5,605	5

<sup>※ 10</sup>a あたりの賃借料を取り決めたもののみのデータです。

### 参考情報

令和2年の利用権設定は使用貸借を含め103筆あり、そのうち、中間管理事業法(中間管理 事業を活用した賃借)による利用権の設定は60筆(約58%)ありました。

令和3年4月

農業委員会の定例会は毎月 20 日前後を予定しています。利用権設定等の 申し出は、毎月 10 日までに農業委員会事務局までお願いいたします。

昭和村農業委員会 TEL 0241-57-2117

<sup>※ 1</sup>カ所(複数の筆)当たりの賃借料を設定したデータは含みません。

### トラクター作業安全のススメ

### 目指せ! 農作業事故ゼロ

☆春・秋はトラクターを利用する機会が多くなり、トラクターによる農作業事故が 多く発生しています。

☆次のポイントを守り、安全・安心な農作業を実践しましょう!

### ①周囲の確認をしっかり行いましょう!

傾斜のあるほ場への進入路やほ場の法面など、 事故発生の恐れのある箇所はあらかじめ確認 し、慎重な作業が重要です。



### ②収納式安全フレームは運転時には必ず立てて使用しましょう!

安全フレームを収納したままの作業は、トラクターの下敷きとなる 死亡事故に繋がりやすいので危険です。

### ③シートベルトは必ず締めましょう! (フレーム等が装備されている場合)

安全フレームが付いていても、シートベルトを締めず転落し、投げ出されてトラクターの下敷きとなる死亡事故に繋がりやすいので危険です。



### ④作業時以外は左右独立ブレーキを連結しましょう!

道路走行中、誤って片ブレーキにすると、道路からの転落事故の原因に繋がり、 危険です。

### ⑤機械点検・清掃時はエンジンを止めましょう!

エンジンをかけたまま作業部に近づくと作業部に腕や足、洋服が巻き込まれる 危険があります。

必ずエンジンを停止して、作業してください。

### 令和3年 農作業安全運動展開!!

重点推進期間 [春] 令和3年4月1日~ 5月31日 [秋] 令和3年9月1日~10月31日

### 福島県農作業安全運動推進本部

(福島県、福島県警察本部、福島県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会福島県本部、 全国共済農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業共済組合、福島県農業機械商業協同組合、 一般社団法人福島県農業会議、福島県担い手育成総合支援協議会)



### 農作業機付き農耕トラクタの公道走行について

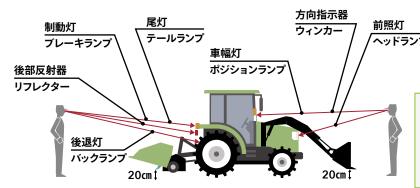
道路運送車両法の運用の見直しにより、直接装着するタイプの作業機をつけたトラクターが 公道を走行するにあたっての基準が明確化されました。トラクターと作業機の組み合わせに よっては、追加で反射器等の取り付けが必要なことから、その概要を改めてお知らせします。

### 公道走行ができる農耕トラクタは?

作業機を装着していない状態で、道路運送車両の技術基準(保安基準)の適合性を確保できる農耕トラクタ (小型特殊自動車及び大型特殊自動車)が前提です。

### 公道走行をするために

### 灯火装置の視認性確認



道路走行に支障がない位置まで作業機を 上昇させて灯火装置等が視認できるかを 確認してください。

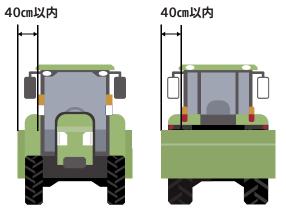
ヘッドランプ 例)ロータリの場合、耕うん爪を地面から 20cm持ち上げた状態で確認

> ※全長 4.7m 以下、全幅 1.7m 以下、 全高 2.8m 以下かつ最高速度 15km/h 以下 のトラクタの場合、車幅灯、尾灯、後退灯 は取り付け義務がないので、トラクタに装 備されていない場合は確認不要です。

### 具体的には

### 以下の4点を全て満たす必要があります。

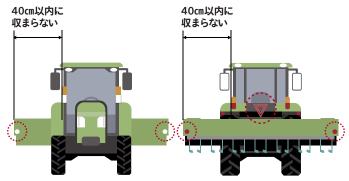
- ・作業機装着状態での寸法が次に納まる 全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m 以下
- ・最高速度が15km/h以下
- ・作業機装着状態で全ての灯火装置及び反射器が 視認できる。
- ・最外側から灯火装置及び反射器は**40cm以内**



公道走行可能です。

※小型特殊自動車免許が必要

### ★ 作業機の全幅(最外側)から、40cm以内に 収まらない場合は?



- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識 ( ▽ ) を後面に装着すること
- 作業機の全幅が1.7mを超えた場合は?※2.5mまで上記の対応に加え、
- ・左右のミラーの装備
- ・大型特殊自動車免許(農耕車限定可)が必要

【お問い合わせ】昭和村役場 産業建設課 産業係 ☎ 0241-57-2117

### 買物交流バスを運行します [4月実施分]

社会福祉協議会では、福祉バスを活用して、下記の通り交流を図りながら村内の商店や金融機関などを巡る外出支援事業を実施いたします。利用を希望される方は事前にお申し込みください。

記

1.利用対象者村内在住で、移動手段にお困りの方

利用料は無料です!



### 2. 特徴

みんな(乗車された方)でみんなの用足し(村内の商店や公共機関を巡回) をしますので、お時間に余裕のある方にご利用いただきたいと思います。 また、お買い物の際は、必要に応じてお手伝いもさせていただきます。

3. 実施地区及び実施日(※各地区を午前9時に出発し、午前中の巡回を想定しています!)

	実施地区	実施日(令和3年)
下昭和	松山・野尻・中向・下中津川・	4月16日(金)
' "D \T	小中津川地区(松山発)	4月21日(水)
上昭和	佐倉・喰丸・両原・大芦・	4月23日(金)
	小野川地区(小野川発)	4月28日(水)



◎当日はご自宅までお迎えに行きます。

今回の事業では、お食事までのご要望には お応えできませんのでご了承ください。

### 4. 利用の申込み

利用を希望される方は、4月 14日 (水)午後3時までに社会福祉協議会 へお申込みください。 その際、お名前と電話番号、地区名をお伝えください。 ◎お迎え時間は後日ご連絡いたします。

### 5. その他

新型コロナウィルス感染症対策のため、一回の運行につきバスの利用定員を 12 名以内としますので、必要に応じて乗車日を調整させていただく場合があります。また、当日の体調確認(体温測定などにより体調不良の場合は、参加を取りやめるなど)やマスク着用にもご協力ください。

【主催】社会福祉法人昭和村社会福祉協議会/【協力】昭和村民生児童委員協議会 【後援】昭和村、昭和村商工会、NPO 法人苧麻俱楽部

お問い合わせ先:昭和村社会福祉協議会 電話 57-2655